様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　2024年　10月　17日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　とやまさんぎょうかぶしきがいしゃ　　　　　　　　　　　　　　一般事業主の氏名又は名称　外山産業株式会社　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ふりがな） とやま ゆういち  　　　　　（法人の場合）代表者の氏名 外山 裕一  住所　〒955-0852  新潟県三条市南四日町4-1-9  法人番号　8110001014451  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社におけるDX戦略について | | 公表日 | 2024年　8　月　9　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ＤＸ戦略ページ＞ https://www.toyama-sn.co.jp/group/dx | | 記載内容抜粋 | 当社は2022年度より開始した第五次中期経営計画において、「商品・サービスを通して環境問題に貢献する」を目標に掲げ、ZEHや宅配BOXといった日常的省エネルギーを支える商品・サービスを追求しています。そのために、デジタル技術の導入・活用を進め、働き方改革やDX推進により組織の持続的成長を目指し、組織改革に取り組んでいきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 弊社取締役会、稟議承認を経て、公表されたものです。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社におけるDX戦略について | | 公表日 | 2024年　8　月　9　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://www.toyama-sn.co.jp/group/dx  2.具体的な戦略 | | 記載内容抜粋 | **ＤＸ方針**  **デジタル技術を活用し、業務効率の向上と競争力の強化を図り、環境に配慮した製品、生産を行い持続可能な成長を実現する。**  ①ウェブサイトの刷新  ②社内業務の効率向上  ③市場における競争力の向上  （補足）：基幹システムからのデータの収集は現在も行っているが、SEO分析データ等と組み合わせ、今後の販売計画を作成する。また現在、販売計画（発注含む）に関しては営業と発注担当者が経験値により作成している為、計画数と実際の数値、外部環境などもデジタル技術を用いたデータ集計・分析を行い。計画数と実際の数量をチェックし、人による経験値をAI等で学習させる。それに伴い、スピード感のあるデータ集計や情報伝達が必要となる為、クラウドポータルを活用しデータの一元管理化を計る。必要なデータはポータル上に管理・蓄積され必要に応じてノーコードのアプリケーションを作成し、情報収集～情報の活用までのスピードも上げていくデータ活用を組み込んだ戦略となっている。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 弊社取締役会、稟議承認を経て、公表されたものです。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | https://www.toyama-sn.co.jp/group/dx  3.DXの推進体制 | | 記載内容抜粋 | 社内にデジタル推進室を設置し、代表取締役社長を統括責任者、室長を実務責任者とします。DX推進室は全社横断的な部門とし、デジタル技術を活用し全部門の業務上の生産性向上と、デジタル人材教育を推進します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | https://www.toyama-sn.co.jp/group/dx  4.システム環境整備の具体方策 | | 記載内容抜粋 | (1)業務改善の為、AI、BIツール、自社専用スマートフォン用アプリケーションを開発し活用をすすめます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社におけるDX戦略について | | 公表日 | 2024年　8　月　9　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://www.toyama-sn.co.jp/group/dx  5.達成状況を測る指標 | | 記載内容抜粋 | DX推進による業務改善の指標として下記KPIを設定し、継続的な改善をすすめます。  ・デジタライゼーションによる業務改善時間（時間ｈ/年間） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　8　月　9　日 | | 発信方法 | トップページの「新着情報NEWS」 https://www.toyama-sn.co.jp/news/4286 | | 発信内容 | 外山産業株式会社における「DX戦略について」を発表いたしました。  当社は2022年より開始した第五次中期経営計画において「商品・サービスを通して環境問題に貢献する」を目標に掲げ、 ZEHや宅配BOXといった日常的省エネルギーを支える商品・サービスを追求しています。 そのために、デジタル技術の導入・活用を進め、働き方改革やDX推進により組織の持続的成長を目指し、組織改革に取り組んでいきます。    2024年8月9日  代表取締役社長　外山 裕一 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年8月 | | 実施内容 | DX推進指標による自己分析を行い、情報処理システムにおける課題を把握しております。  自己診断結果を申請書に添付します。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年8月～継続実施 | | 実施内容 | 当社は、SECURITY ACTION制度に基づき、二つ星の自己宣言を行い、情報セキュリティ対策に取組んでいます。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。